



平成 27 年 8 月 28 日

各 位

会 社 名 日本社宅サービス株式会社
代表者名 代表取締役社長 笹 晃弘
(コード番号 8945 東証マザーズ)
問合せ先 常務取締役 竹村 清紀
(TEL. 03 - 5229 - 8700)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、責任限定契約に関する「定款一部変更の件」を平成 27 年 9 月 25 日開催予定の第 17 期定時株主総会に付議することを決定致しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 当社の新規事業については、社宅管理に留まらず、社会に貢献するソリューションを提供する事業を創造していく方針であり、今後の事業内容の多様化に対応するため現行定款第 2 条 (目的) につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) において、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりましたので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるように、現行定款第 30 条 (社外取締役の責任限定契約) 及び第 40 条 (社外監査役の責任限定契約) の規定を変更するものであります。
なお、第 30 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1. ～ (条文省略) 34.	1. ～ (条文省略) 34.
(新設)	<u>35. 一般電気工事業及び電気通信工事業</u> <u>36. 総合リース業</u> <u>37. 通訳案内業</u> <u>38. 介護事業</u> <u>39. 医療器具販売業</u>
<u>35. 前各号に付帯する一切の事業</u>	<u>40. 前各号に付帯する一切の事業</u> <u>41. その他適法な一切の事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(社外取締役の責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、<u>社外取締役との間で</u>、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額まで賠償責任額を限定する契約を結ぶことができる。</p> <p>(社外監査役の責任限定契約)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、<u>社外監査役との間で</u>、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額まで賠償責任額を限定する契約を結ぶことができる。</p>	<p>(取締役の責任限定契約)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額まで賠償責任額を限定する契約を結ぶことができる。</p> <p>(監査役の責任限定契約)</p> <p>第 40 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、<u>監査役との間で</u>、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会社法第 425 条第 1 項各号に定める金額の合計額まで賠償責任額を限定する契約を結ぶことができる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 27 年 9 月 25 日 (金曜日)
定款変更の効力発生予定日 平成 27 年 9 月 25 日 (金曜日)

以 上